

令和８年度全国道路・街路交通情勢調査業務委託先募集要領

令和８年度全国道路・街路交通情勢調査業務を行うにあたり、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務

令和８年度全国道路・街路交通情勢調査業務

2 業務の趣旨

全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）は、道路交通の歩行者、自転車、自動車類の交通実態を把握し、交通政策の検討、将来の道路計画、維持修繕計画などについて基礎資料を得ることを目的に、全国的な規模で実施している調査である。

本調査は、昭和３年度に道路の交通量調査として、はじめて全国的な規模で行われて以来、昭和３３年度までは概ね５年ごと、昭和３７年度から昭和５５年度までは３年ごとに実施されており、昭和３３年度からは、従来の一般交通量調査に加え、自動車起終点調査（以下「ＯＤ調査」という。）を実施している。昭和５５年度以降は、一般交通量調査と自動車起終点調査とを行う総合的な調査は概ね５年ごとに実施している。

本業務は令和７年度に実施した一般交通量調査結果の集計・とりまとめを行うとともに、本市における自動車交通の実態・特徴・傾向の分析を実施する。また、集計結果は本市ホームページに公開する。

なお、自動車交通の実態・特徴・傾向等の分析にあたっては、本市の交通政策や、本市及び周辺地域における道路環境の変化等、交通実態に影響を与える事柄を考慮した上で、過年度の調査結果を含むさまざまな指標を用いて多面的に分析を行い、今後の交通政策等の検討にも活用できるよう分かりやすく取りまとめる。

3 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (１) 上記業務の趣旨を十分に理解し、本業務に参加する者であること。
- (２) 本件のプロポーザル参加表明書を提出する日において、京都市契約事務規則第４条第２項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (３) 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (４) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第２条第３号から第５号に該当する者でないこと。

5 募集期間

令和８年７月２２日（水）から令和８年８月５日（水）まで

6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額の上限

4, 500, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 契約期間

契約の日から令和9年3月15日（月）まで

(4) その他

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

7 応募手続等

応募する者は、次に示すところにより、別添様式1～4及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：中村、柏原）

Tel（075）222-3483 Fax（075）213-1064

メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(a) 参加表明書（様式1） 1部

(b) 会社概要書（様式2） 1部

本店又は支店の所在地が京都市内である場合は、所在地を証明する会社・法人の登記事項証明書（提案書提出日の3箇月以内のもの）を提出すること。

登記事項証明書に営業所等の所在地が記載されていない場合は、登記事項証明書に代えて、京都市競争入札参加資格審査結果通知書の写しに加えて京都市競争入札参加有資格者名簿（令和8～11年度）の表紙及び該当する頁を添付すること。

(c) 業務実施体制（様式3） 1部

(d) 経歴調書（様式4） 1部

(e) 企画提案書（任意様式） 6部

・企画提案書は本業務に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。

・別紙「仕様書」を十分理解したうえで、8（2）評価基準を参考に作成するものとする。

・自動車交通の実態・特徴・傾向等の分析（仕様書4（2）ア）では、分析を行う項目、分析に使用する指標を示すとともに、その分析結果のとりまとめ方法を具体的に記載すること。

・ただし、A4横書き（図表等についてA3を用いる場合は、A4判に折り畳むこと）にまとめること。

(f) 過去10年以内の同種業務又は類似業務の業務実績及び業務内容が確認できるもの（契約書及び仕様書の写し等） 1部

(g) 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

持参の場合は、令和8年8月5日（水）午後4時（必着）

なお、各日午前9時から午後4時まで。（ただし正午から午後1時及び閉庁日を除く）

郵送の場合は、令和8年8月5日（水）（必着）

ウ 提出場所及び提出方法

上記「7（1）担当部局」へ持参又は郵送すること。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「4応募資格」を満たす者に限る。

イ 質問の受付担当部局

上記「7（1）担当部局」と同じ。

ウ 質問方法

文書（様式自由）により行うものとし、電子メールによるものとする（ただし電話にて到着を確認すること。）。

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和8年7月23日（木）午前9時から令和8年7月29日（水）午後4時まで（ただし閉庁日を除く）。

オ 回答

令和8年8月3日（月）までに、入札・公募型プロポーザル情報（都市計画局）ホームページにて公開する。回答は、本募集要領と一体のものとして効力を有するものとする。

(4) 注意事項

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は本市から通知する。

(a) 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。

(b) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(c) 提出書類に虚偽の記載があったとも認められるもの。

ウ その他

(a) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(b) 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。

(c) 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(d) すべての提出書類は返却しない。

8 提案の審査、選定等

(1) 審査方法

提出書類に基づき、「令和8年度全国道路・街路交通情勢調査業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めるため、書類審査に加え、ヒアリング審査を実施する場合がある。本市からその旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

(2) 審査基準

書類審査により、以下の項目について審査する。

評価項目		評価事項
資格の有無	管理技術者の資格	・技術士（総合技術監理部門－「建設部門」に係る部門に限る。）の資格を有しているか。 ・技術士（建設部門－「都市及び地方計画」）の資格を有しているか。 ・RCCM（建設部門－「都市及び地方計画」）の資格を有しているか。
業務実績	管理技術者の業務実績	本業務に類似又は関連する業務実績があるか。 （過去10年以内の業務実績が対象。）
業務実施方針及び手法等		○ 本業務への高い取組意欲を有し、業務内容を十分に理解したうえで、提案された業務計画が実施可能な計画であるか。 ○ 本業務が円滑に遂行できる、十分な体制であるか。（業務実施体制及び手持ち業務数等で評価） ○ 一般交通量調査データの電算入力が適切に実施できるか。 ○ 自動車交通の実態・特徴・傾向の分析方法に具体性があり、本委託業務の目的を達成できるか。 ○ 分かりやすく的確な報告書を作成する能力があるか。
見積経費	見積金額に応じて配点を行う。	
所在地	本店等の所在地	

(3) 選定

選定委員会の審査結果を踏まえて、業務受託候補者を選定する。

(4) 通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知するとともに参加した事業者及び評価点等を入札・公募型プロポーザル情報（都市計画局）ホームページにて公開する。

(5) 契約

選定委員会において業務受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で交渉し、協議のうえ契約する。契約内容については、別紙「仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決するものとする。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と協議を行い、契約相手を決定する。

9 スケジュール（予定）

令和8年	7月22日（水）	午前10時	募集開始
	8月5日（水）	午後4時	企画提案書等の提出期限
	8月6日（木）	以降	選定委員会における審査、業務委託候補者の選定
令和8年	8月	下旬	契約締結

10 その他

- （1） 委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- （2） 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利はすべて本市に帰属するものとする。